

農地法第3条許可申請の添付書類（市内の方が取得する場合）

- 1 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）＜原本＞
（相続登記が必要なものは、登記手続完了後のもの）
- 2 申請理由書（具体的に記入のこと）
- 3 位置図＝ 2,500分の1の図面
- 4 地元生産組合の同意書（譲受人が所属する生産組合以外の農地を取得する場合）
- 5 農業委員の確認書（農業委員への説明は申請までに行ってください）
- 6 《農地所有適格法人の場合》
法人登記簿＜原本＞、定款（写し）、組合員（社員）または株主名簿（写し）
- 7 その他必要と認められる書類
- 8 その他（次に該当する場合は当該手続きが必要）
 - 賃貸借権・使用貸借権の設定・移転の場合
賃貸借・使用貸借契約書（写し）の提出
 - 小作地の場合
 - ①3条許可（賃貸借）は、農地法第18条第6項の手続き
 - ②3条許可（使用貸借）は、使用貸借権の解除通知書の提出
 - ③上記①②以外は、解約通知書の提出
 - 所有権にかかる仮登記・差押など登記簿（甲区）の権利設定がある場合
権利の抹消または権利の抹消承諾書の提出・・・所有権移転の場合
権利者の同意書の提出・・・所有権移転以外の場合
 - 抵当権・根抵当権など登記簿（乙区）の権利設定がある場合
権利者の同意書の提出
 - 登記事項証明書記載の住所と住民票記載の現住所が異なる場合
異動の経過がわかる住民票記載事項証明書の提出
 - 圃場整備事業実施地区内の農地を取得する場合
草津用水土地改良区の受益地の田（草津市全域）および県営ほ場整備事業山田地区の畑（旧山田土地改良区受益地）について、農地法の許可後に所有権の移転・権利の設定により組合員に変更が生じた時は、速やかに草津用水土地改良区に資格得喪通知書を提出してください。

許可等により所得税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等、また登記内容等に影響することがありますので、提出時期や費用等について関係者・機関と十分に調整を図ってください

農地法第3条許可申請の添付書類（市外の方が取得する場合）

- 1 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）＜原本＞
（相続登記が必要なものは、登記手続完了後のもの）
- 2 申請理由書（具体的に記入のこと）
- 3 位置図＝ 2,500分の1の図面
- 4 耕作証明書（全部効率要件確認願）・・・耕作している市町村の農業委員会において発行
- 5 経営計画書
- 6 地元生産組合の同意書
- 7 農業委員の確認書
（農業委員への説明は申請までに行ってください）
- 8 住民票記載事項証明・・・譲受人が市外に居住している場合
- 9 《農地所有適格法人の場合》
法人登記簿＜原本＞、定款（写し）、組員（社員）または株主名簿（写し）
- 10 その他必要と認められる書類
- 11 その他（次に該当する場合は当該手続きが必要）
 - 賃貸借権・使用貸借権の設定・移転の場合
賃貸借・使用貸借契約書（写し）の提出
 - 小作地の場合
 - ①3条許可（賃貸借）は、農地法第18条第6項の手続き
 - ②3条許可（使用貸借）は、使用貸借権の解除通知書の提出
 - ③上記①②以外は、解約通知書の提出
 - 所有権にかかる仮登記・差押など登記簿（甲区）の権利設定がある場合
権利の抹消または権利の抹消承諾書の提出・・・所有権移転の場合
権利者の同意書の提出・・・所有権移転以外の場合
 - 抵当権・根抵当権など登記簿（乙区）の権利設定がある場合
権利者の同意書の提出
 - 登記事項証明書記載の住所と住民票記載の現住所が異なる場合
異動の経過がわかる住民票記載事項証明書の提出
 - 圃場整備事業実施地区内の農地を取得する場合
草津用水土地改良区の受益地の田（草津市全域）および県営ほ場整備事業山田地区の畑（旧山田土地改良区受益地）について、農地法の許可後に所有権の移転・権利の設定により組員に変更が生じた時は、速やかに草津用水土地改良区に資格得喪通知書を提出してください。

許可等により所得税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等、また登記内容等に影響することがありますので、提出時期や費用等について関係者・機関と十分に調整を図ってください